

○小田原市後見開始等の審判請求費用及び成年後見人等の報酬費用の助成に関する要綱

令和6年4月1日要綱第53号

(趣旨)

第1条 この要綱は、民法(明治29年法律第89号)の規定に基づく成年後見制度の利用に当たり、必要となる費用を負担することが困難である者に対し、小田原市が行う助成について定めるものとする。

(助成の対象費用)

第2条 助成の対象となる費用は、民法の規定による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判(以下「後見開始等の審判」という。)の請求に要した費用(以下「審判請求費用」という。)及び成年後見人、保佐人又は補助人(以下「成年後見人等」という。)の報酬(以下「報酬費用」という。)の全部又は一部とする。

(成年被後見人等)

第3条 この要綱において成年被後見人等とは、本市に住民登録がある者(介護保険法(平成9年法律第123号)の保険者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく自立支援給付等の支給決定者、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく措置の実施者、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に基づく措置の実施者又は生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護の実施機関(以下「保険者等」という。))として他の市町村が援護等を実施する者を除く。)又は本市が保険者等として援護等を実施する者であって、成年後見人等が選任されたものをいう。

(審判請求費用の助成対象者)

第4条 審判請求費用の助成対象者は、成年被後見人等について後見開始等の審判を求める申立てを行った者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法に規定する被保護者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付又は配偶者支援金の支給を受けている者
- (3) 次の要件のいずれかに該当する者であって、預貯金等の額が100万円(請求

者が世帯の主たる生計維持者である場合にあっては、100万円に世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額) 以下のもの

ア 住民税非課税世帯であること(課税世帯に扶養されている場合を除く。)

イ 助成を受けようとする日が属する年の前年(1月から6月までの間にあっては、前々年)における収入が150万円(請求者が世帯の主たる生計維持者である場合にあっては、150万円に世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額) 以下であること。

(4) 前3号に掲げる者のほか、審判請求費用を負担することが困難であると市長が認める者

(審判請求費用の助成額)

第5条 審判請求費用の助成額は、次に掲げる費用の実費相当額とする。

(1) 家庭裁判所に予納した申立手数料及び登記手数料

(2) 家庭裁判所に予納した郵便切手代(審判確定後に還付された額を除く。)

(3) 診断書作成料

(4) 家庭裁判所に予納した鑑定費用(審判確定後に還付された額を除く。)

(審判請求費用の助成方法)

第6条 審判請求費用の助成を受けようとする者は、後見開始等の審判が確定した日から起算して1年以内に、審判請求費用助成申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して助成の適否を決定し、審判請求費用助成決定(却下)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき後見開始等の審判を求める申立てを行う場合は、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条第2項の規定により手続費用の負担を求める申立てをしない方法により、成年被後見人等に対して審判請求費用を助成するものとする。

(報酬費用の助成対象者)

第7条 第4条の規定は、報酬費用の助成対象者について準用する。この場合におい

て、第4条中「審判請求費用」とあるのは「報酬費用」と、「成年被後見人等について後見開始等の審判を求める申立てを行った者」とあるのは「成年被後見人等」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、成年後見人等が成年被後見人等の配偶者、直系血族又は兄弟姉妹である場合は、報酬費用の助成の対象としない。

(報酬費用の助成額)

第8条 報酬費用の助成額は、家庭裁判所が家事事件手続法第39条に規定する報酬の付与の審判により決定した額とする。ただし、当該助成の対象者の居所が次に掲げる施設等の場合にあつては月額1万8,000円を、その他の場合にあつては月額2万8,000円を上限とする。

(1) 生活保護法に規定する保護施設

(2) 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設又は共同生活援助（日中サービス支援型に限る。）が提供される施設

(3) 老人福祉法に規定する老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助が提供される住居又は有料老人ホーム

(4) 介護保険法に規定する介護保険施設又は認知症対応型共同生活介護が提供される施設

(5) 病院又は診療所（3箇月を超えて入院している場合に限る。）

(6) 前各号に準ずるものとして市長が指定する施設等

(報酬費用の助成方法)

第9条 報酬費用の助成を受けようとする者は、報酬付与の審判が確定した日から起算して1年以内に、成年後見人等報酬費用助成申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査して助成の適否を決定し、成年後見人等報酬費用助成決定（却下）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 報酬費用の助成の申請を行う前に成年被後見人等が死亡した場合において、成年後見人等が当該成年被後見人等の相続人及び相続財産清算人から報酬費用の全部又は一部を受領することができないときは、報酬を付与する旨の審判を受けた成年後見人等に対して報酬費用を助成するものとする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、審判請求費用又は報酬費用の助成の申請を行った者が虚偽の申請その他不正の手段によりこれらの助成金の支給を受けたとき又は支給を受けた報酬費用の助成金を成年後見人等へ支払わなかったときは、この要綱に基づく助成決定を取り消し、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審判請求費用及び報酬費用の助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に行われた後見開始等の審判請求に要した審判請求費用及び同日以後に確定した報酬付与の審判に係る報酬費用の助成について適用する。

(小田原市成年後見制度利用支援事業実施要綱の廃止)

2 小田原市成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成18年10月1日制定。次項において「旧要綱」という。)は、廃止する。

(旧要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この要綱の施行の前に行われた後見開始等の審判請求に要した審判請求費用及び同日前に確定した報酬付与の審判に係る報酬費用の助成については、旧要綱の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和7年4月1日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

審判請求費用助成申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者（申立人）住所

氏名

成年被後見人等 住所

氏名

審判請求費用について助成を受けるため、関係書類を添えて申請します。助成金は、指定の口座に振り込んでください。

また、市が関係機関に対し、住民税の課税状況等を公簿等で確認することについて同意します。

1 助成対象者

申請者(申立人)	氏名		電話番号	
	住所	〒	生年月日	年 月 日
成年被後見人等	氏名		電話番号	
	住所	〒	生年月日	年 月 日

2 助成申請額

		合計	円
内 訳	家庭裁判所に予納した申立手数料・登記手数料		円
	家庭裁判所に予納した郵便切手代（返還された額を除く。）		円
	診断書作成料		円
	家庭裁判所に予納した鑑定費用（返還された額を除く。）		円

3 助成金振込口座

振 込 先	金融機関	銀行 信用金庫・組合 農業協働組合							店
	預金種目	普通・当座	口座番号						
	口座名義	※カタカナで記入してください。							

4 添付書類

- (1) 後見、保佐又は補助の開始の審判書の謄本の写し
- (2) 後見開始等の審判に要した費用が分かる書類
- (3) 家庭裁判所の発行する切手代の返還書の写し
- (4) 申請者の収入及び財産の状況が分かる書類
- (5) 申請者の本人確認書類の写し
- (6) 住民税非課税証明書（申請者が市外在住の場合に限る。）
- (7) その他（ ）

様式第2号（第6条関係）

審判請求費用助成決定（却下）通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長 印

年 月 日付けで申請のありました後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求に要した費用の助成については、次のとおり決定しましたので通知します。

申請者（申立人）	氏 名	
	住 所	〒
成年被後見人等	氏 名	
	住 所	〒
決定内容	決定年月日	年 月 日
	助成額	円
	<input type="checkbox"/> 助成する	(内 訳)
	<input type="checkbox"/> 助成しない	理 由

様式第3号（第9条関係）

成年後見人等報酬費用助成申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者

成年被後見人等 住所

氏名

成年後見人等 住所

氏名

成年後見人等の報酬費用について助成を受けるため、関係書類を添えて申請します。
助成金は、指定の口座に振り込んでください。また、市が関係機関に対し、住民税の課税状況等を公簿等で確認することについて同意します。

成年被後見人等	氏名		電話	
	住所	〒		
	生年月日	年 月 日		
成年後見人等	氏名		電話	
	住所	〒		
生活保護利用の有無及び 添付書類	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	受給開始年月日	年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 報酬付与の審判書の写し <input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書 <input type="checkbox"/> 報酬付与の審判書の写し <input type="checkbox"/> 収入及び財産の状況の分かる書類 <input type="checkbox"/> 住民税非課税証明書（成年被後見人等が市外在住の場合に限る） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
法定後見等の類型	後見 ・ 保佐 ・ 補助			
助成の申請額	円（年 月から 年 月分まで）			
入所又は入院の期間				

振 込 先	金融機関	銀行 信用金庫・組合 農業協働組合						店
	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	口座番号				
	口座名義	※カタカナで記入してください。						

法定後見等の類型の区分が、保佐又は補助であって、本助成金の振込先を当該保佐人又は補助人の預貯金口座とする場合は、次の欄も記入してください。

<p>私は上記の <input type="checkbox"/>保佐人 <input type="checkbox"/>補助人 を代理人と定め、この申請に基づく助成金の受領に関する権限を委任します。</p> <p style="text-align: right;">成年被後見人等 氏名 _____ 印</p>

様式第4号（第9条関係）

成年後見人等報酬費用助成決定（却下）通知書

番 号
年 月 日

様

小田原市長 印

年 月 日付けで申請のありました成年後見人等の報酬費用の助成については、次のとおり決定しましたので通知します。

成年被後見人等	氏 名	
	住 所	〒
成年後見人等	氏 名	
	住 所	〒
決定内容	<input type="checkbox"/> 助成する	決定年月日 年 月 日
		助 成 額 円 (年 月分から 年 月分まで)
	<input type="checkbox"/> 助成しない	理 由